

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(別紙 1)</p> <p>ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 定義</p> <p>別紙 1 において、「肉骨粉等」とは、飼料に係る肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（骨炭（骨を空気を遮断し熱分解（約 800℃以上で 8 時間以上加熱）して炭化させたもの）及び骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（<u>1,000℃</u>以上）したものを除く。）、血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、<u>加水分解たん白質</u>、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物由来たん白質を使用しないことが確認されたものを除く。）、羽毛粉、獣脂かす、第 2 リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）又はゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）をいう。</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）別</p>	<p>(別紙 1)</p> <p>ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 定義</p> <p>別紙 1 において、「肉骨粉等」とは、飼料に係る肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（骨炭（骨を空気を遮断し熱分解（約 <u>800℃</u>以上で 8 時間以上加熱）して炭化させたもの）及び骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（<u>1000℃</u>以上）したものを除く。）、血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、<u>加水分解たん白</u>、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物由来たん白を使用しないことが確認されたものを除く。）、羽毛粉、獣脂かす、第 2 リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）又はゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）をいう。</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）別</p>

表第1の2の(1)の表の牛等を対象とする飼料の第2欄のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けた確認済ゼラチン等並びに同表の馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の第2欄のイに規定する確認済豚血粉等、同欄ウに規定する確認済豚肉骨粉等、同欄エに規定する確認済馬肉骨粉等、同欄オに規定する確認済原料混合肉骨粉等、同欄カに規定する確認済チキンミール等、同欄キに規定する確認済家きん加水分解たん白質等、同欄クに規定する確認済魚介類由来たん白質、同欄ケに規定する確認済牛血粉等、同欄コに規定する確認済牛肉骨粉等及び同欄サに規定する食品循環資源に含まれる動物由来たん白質であって農林水産大臣が指定するもの(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)の工場からの出荷

- (2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家きん又は魚介類に由来する肉骨粉等(以下「ペットフード用肉骨粉等」という。)、食用に適するとされた獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。以下同じ。)、食鳥(鶏、あひる及び七面鳥をいう。以下同じ。)又は野生鳥獣(いのしし、鹿等の鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。)の肉から採取した脂肪(以下「食用脂肪」という。)を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉(以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。)並びに食用に適するとされた牛に由来する血粉、乾燥血漿その他の血液製品(以下「牛血粉等」という。)の製造、輸入

表第1の2の(1)の表の牛等を対象とする飼料の第2欄のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けた確認済ゼラチン等並びに同表の豚、鶏又はうずらを対象とする飼料の第2欄のイに規定する確認済豚血粉等、同欄ウに規定する確認済豚肉骨粉等、同欄エに規定する確認済馬肉骨粉等、同欄オに規定する確認済原料混合肉骨粉等、同欄カに規定する確認済チキンミール等、同欄キに規定する確認済家きん加水分解たん白等、同欄クに規定する確認済魚介類由来たん白質及び同欄ケに規定する食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であって農林水産大臣が指定するもの(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)の工場からの出荷

- (2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する肉骨粉等(以下「ペットフード用肉骨粉等」という。)、と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)について」(平成26年11月14日付け食安発1114第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)別添第2の2、第4の3及び第4の4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。以下同じ。)、食鳥(鶏、あ

及び工場からの出荷

(3) (略)

3～6 (略)

7 契約の締結を要する原料収集先の調査について

食用脂肪由来の肉粉等（別添2の1の(1)に基づき、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）につき製造業者から4の(1)並びに6の(1)及び(2)の申請又は変更の届出（原料収集先の変更の届出に限る。）をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約

ひる及び七面鳥をいう。以下同じ。）又は野生鳥獣（いのしし及び鹿等の鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）並びにと畜場法第14条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた牛に由来する血粉、乾燥血漿その他の血液製品（以下「牛血粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷

(3) (略)

3～6 (略)

7 契約の締結を要する原料収集先の調査について

食用脂肪由来の肉粉等（別添2の(1)のアに基づき、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）につき製造業者から4の(1)並びに6の(1)及び(2)の申請又は変更の届出（原料収集先の変更の届出に限る。）をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約

が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等、別添2に掲げる基準に照らし調査を行い、センターに報告するものとする。

8・9 (略)

別添1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

1 原料収集先の基準

(1) ~ (3) (略)

(4) 非反すう哺乳動物（豚・馬及び海産哺乳動物を除く。）

食肉処理業（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けたものに限る。）の施設又はカット場等（以下別添1において「食肉処理施設等」という。）のみから収集すること。

なお、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のものの混入を防止するため、食肉処理施設等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された非反すう哺乳動物のもののみを原料供給契約を締結した食肉処理施設等から収集すること。

2 原料輸送の基準

(1) 原料の輸送

非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する原料の輸送に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するた

が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等、別添2に掲げる基準に照らし調査を行い、センターに報告するものとする。

8・9 (略)

別添1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア~ウ (略)

エ 非反すう哺乳動物（豚・馬及び海産哺乳動物を除く。）

食肉処理業（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けたものに限る。）の施設又はカット場等（以下別添1において「食肉処理施設等」という。）のみから収集すること。

なお、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のものの混入を防止するため、食肉処理施設等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された非反すう哺乳動物のもののみを原料供給契約を締結した食肉処理業の施設等から収集すること。

(2) 原料輸送の基準

ア 非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する原料の輸送に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスパッ

め専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋その他原料又は肉骨粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添1において同じ。）を用いるか、非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類由来の原料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

(2) 非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票

非反すう哺乳動物（海産哺乳動物を除く。）に由来する残さ（(1)の(1)又は(3)に掲げる基準を満たす収集先からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第7号による非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票を作成すること。ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

(3) (略)

3 製造における基準

(1) 製造工程

ペットフード用肉骨粉等の製造工程が1の基準を満たす収集先から収集した非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において反すう動物に由来するものが

く、PP袋その他原料又は肉骨粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添1において同じ。）を用いるか、非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類由来の原料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票

非反すう哺乳動物（海産哺乳動物を除く。）に由来する残さ（(1)のア又はウに掲げる基準を満たす収集先からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第7号による非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票を作成すること。ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

ウ (略)

(3) 製造における基準

ア 製造工程

ペットフード用肉骨粉等の製造工程が(1)の基準を満たす収集先から収集した非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において反すう動物に由来するものが混

混入しないこと。

(2)・(3) (略)

4 製品出荷時の基準

(1)・(2) (略)

5 製品輸送における基準

(1) ペットフード用肉骨粉等の容器は、反すう動物のもの
の混入を防止するため、専用化するか、ペットフード用肉骨
粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

(2) (略)

別添 2

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

1 原料収集先の基準

(1) 食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉処理業（食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号) 第 55 条第 1 項の規定に基づき都道府県知
事の許可を受けたものに限る。）の施設、食肉加工場又は
販売店（以下別添 2 において「と畜場等」という。）のみ
から収集すること。

食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）は、
この項並びに次のア及びイを内容とする契約を締結したと
畜場等から収集すること。

ア と畜場等は、契約を締結した食用脂肪由来の肉粉等の
製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認める

入しないこと。

イ・ウ (略)

(4) 製品出荷時の基準

ア・イ (略)

(5) 製品輸送における基準

ア ペットフード用肉骨粉等の容器は、反すう動物のもの
の混入を防止するため、専用化するか、ペットフード用肉骨粉等
の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ (略)

別添 2

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉処理業（食品衛生法第 52 条第 1
項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けたものに限
る。）の施設、食肉加工場又は販売店（以下別添 2 において
「と畜場等」という。）のみから収集すること。

食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）は、こ
の項並びに次の①及び②を内容とする契約を締結したと畜場
等から収集すること。

① と畜場等は、契約を締結した食用脂肪由来の肉粉等の
製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認める

こと。

イ と畜場等は、アの確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認め、当該契約内容が食用脂肪の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ただし、と畜場等から収集する原料は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成26年11月14日付け食安発1114第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添第2の2、第4の3及び4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜、食鳥又は野生鳥獣の食用の肉から採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目視により確認したものに限る。

また、食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）の出荷に当たっては、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

(2) 原料として用いる食用脂肪由来の肉粉等（以下別添2において「原料用肉粉等」という。）

センターが食用脂肪由来の肉粉等の製造基準に適合することを確認した製造事業場から収集すること。

また、原料用肉粉等の出荷に当たっては、別記様式第10

こと。

② と畜場等は、①の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認め、当該契約内容が食用脂肪の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」別添第2の2、第4の3及び4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜、食鳥又は野生鳥獣の食用の肉から採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目視により確認したものに限る。

また、食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）の出荷に当たっては、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

イ 原料として用いる食用脂肪由来の肉粉等（以下別添2において「原料用肉粉等」という。）

センターが食用脂肪由来の肉粉等の製造基準に適合することを確認した製造事業場から収集すること。

号により肉粉等供給管理票が発行されること。

2 原料輸送の基準

(1) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、1の要件を満たす食用脂肪又は原料用肉粉等以外のものの混入を防止するため専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋その他原料又は肉粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添2において同じ。）を用いるか、食用脂肪又は原料用肉粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

(2) 原料供給管理票

1 (1)の食用脂肪から食用脂肪由来の肉粉等を製造する業者は、原料供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと（食用油脂の製造に供するものを除く。）。また、原料供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認すること。

(3) 肉粉等供給管理票

1 (2)の原料用肉粉等から食用脂肪由来の肉粉等を製造する業者は、肉粉等供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、肉粉等供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認し、肉粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、原料供給者に回付すること。

(4) 受入記録

(2) 原料輸送の基準

ア 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、(1)の要件を満たす食用脂肪又は原料用肉粉等以外のものの混入を防止するため専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋その他原料又は肉粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添2において同じ。）を用いるか、食用脂肪又は原料用肉粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 原料供給管理票

(1) アの食用脂肪から食用脂肪由来の肉粉等を製造する業者は、原料供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと（食用油脂の製造に供するものを除く。）。また、原料供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認すること。

ウ 肉粉等供給管理票

(1) イの原料用肉粉等から食用脂肪由来の肉粉等を製造する業者は、肉粉等供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、肉粉等供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認し、肉粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、原料供給者に回付すること。

エ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録、原料供給管理票及び肉粉等供給管理票については、8年間保存すること。

3 製造における基準

(1) 製造工程

食用脂肪由来の肉粉等の製造工程がそれ以外のものの製造工程と完全に分離していること。

また、製造工程において1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

(2)・(3) (略)

4 製品出荷時の基準

(1) 出荷工程

出荷工程において1の要件を満たす原料以外から製造されたものが混入しないこと。

(2) (略)

5 製品輸送における基準

(1) 製品の輸送

食用脂肪由来の肉粉等の容器は、1の要件を満たす原料以外から製造されたものの混入を防止するため、専用化するか、食用脂肪由来の肉粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

(2) (略)

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録及び原料供給管理票については、8年間保存すること。

(3) 製造における基準

ア 製造工程

食用脂肪由来の肉粉等の製造工程がそれ以外のものの製造工程と完全に分離していること。

また、製造工程において(1)の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

イ・ウ (略)

(4) 製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程において(1)の要件を満たす原料以外から製造されたものが混入しないこと。

イ (略)

(5) 製品輸送における基準

ア 製品の輸送

食用脂肪由来の肉粉等の容器は、(1)の要件を満たす原料以外から製造されたものの混入を防止するため専用化するか、食用脂肪由来の肉粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ (略)

別添 3

牛血粉等の製造基準

1 原料収集先の基準

牛血粉等の原料は、と畜場のみから収集し、かつ、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条により食用に適するとされた牛の血液及び次の（1）から（7）までの基準に適合したものに限る。

（1） （略）

（2） 牛血粉等の原料が採取される工程は、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法第 14 条の検査を経ていない牛の部位（以下

別添 3

牛血粉等の製造基準

（1）収集先の基準

牛血粉等の原料は、と畜場のみから収集し、次の①及び②並びにア～キを内容とする契約を締結したと畜場から収集すること。

① と畜場は、契約を締結した牛血粉等の製造業者が契約内容の実施内容の実施状況を確認することを認めること。

② と畜場は、①の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認め、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

なお、と畜場から収集する原料は、と畜場法第 14 条により食用に適するとされた牛の血液及び次のアからキの基準に適合したものに限る。

ア （略）

イ 牛血粉等の原料が採取される工程は、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 1 項か

「牛の脊柱等」という。)が混入しないよう、次に掲げる要件を満たすこと。

(3)・(4) (略)

(5) 牛血粉等の原料の出荷に当たっては、牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第11号により血液供給管理票が発行されること。

(6) (略)

(7) (1)から(6)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者が設置され、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

牛血粉等の原料は、この項並びに次のア及びイを内容とする契約を締結したと畜場から収集すること。

ア と畜場は、契約を締結した牛血粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。

イ と畜場は、アの確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認め、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

2 原料輸送の基準

(1)～(3) (略)

3 製造における基準

(1) 製造工程

ら第3項までの検査を経ていない牛の部位 (以下「牛の脊柱等」という。)が混入しないよう、次に掲げる要件を満たすこと。

ウ・エ (略)

オ 牛血粉等の原料の出荷に当たっては、牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入していないことをキの確認責任者が確認した上で、別記様式第11号により血液供給管理票が発行されること。

カ (略)

キ イからカまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者が設置され、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

(2) 原料輸送の基準

ア～ウ (略)

(3) 製造における基準

ア 製造工程

牛血粉等の製造工程がそれ以外のものの製造工程と完全に分離していること。

また、製造工程において1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2)・(3) (略)

4 製品出荷時の基準

(1) 出荷工程

出荷工程において、1の要件を満たす原料以外から製造されたものが混入しないこと。

(2) (略)

5 製品輸送における基準

(1) 製品の輸送

牛血粉等の容器は、1の要件を満たす原料以外から製造されたものの混入を防止するため、専用化するか、牛血粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

(2) (略)

別添 4

輸入業者の確認基準

1 輸入先の事業場の基準

(1) (略)

(2) 次のアからエまでに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

牛血粉等の製造工程がそれ以外のものの製造工程と完全に分離していること。

また、製造工程において(1)の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

イ・ウ (略)

(4) 製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程において、(1)の要件を満たす原料以外から製造されたものが混入しないこと。

イ (略)

(5) 製品輸送における基準

ア 製品の輸送

牛血粉等の容器は、(1)の要件を満たす原料以外から製造されたものの混入を防止するため、専用化するか、牛血粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ (略)

別添 4

輸入業者の確認基準

(1) 輸入先の事業場の基準

ア (略)

イ 次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

ア・イ (略)

ウ 輸出ロットごとにアの製造基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書又はその写しを添付すること。

エ (略)

(3) (略)

2 輸入業者の基準

(1) (略)

(2) 輸入業者は、次のア及びイに定める事項を帳簿に記録すること。

ア・イ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 輸入業者は、次のアからエまでに定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

ア (略)

イ 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、1の(2)のウの証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票、別記様式第10号による肉粉等供給管理票又は別記様式第12号による牛血粉等供給管理票を作成すること。輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票を製品に添付して出荷すること。

(6) (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 輸出ロットごとに(ア)の製造基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書又はその写しを添付すること。

(エ) (略)

ウ (略)

(2) 輸入業者の基準

ア (略)

イ 輸入業者は、次の(ア)及び(イ)に定める事項を帳簿に記録すること。

(ア)・(イ) (略)

ウ・エ (略)

オ 輸入業者は、次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

(ア) (略)

(イ) 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、(1)のイの(ウ)の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票、別記様式第10号による肉粉等供給管理票又は別記様式第12号による牛血粉等供給管理票を作成すること。輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票を製品に添付して出荷すること。

カ (略)

別添 5

肉骨粉等を含むペットフードの製造基準

1 (略)

2 大臣確認済肉骨粉等（確認済ゼラチン等を除く。）については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）の別記様式第 8 号による肉骨粉等供給管理票、別記様式第 10 号による牛肉骨粉・血粉等供給管理票又はこれらに類する書類の添付されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。

3～5 (略)

6 原料である大臣確認済肉骨粉等（確認済ゼラチン等を除く。）、ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の供給を受けた場合にあつては、2、3、4又は5に定める書類により、遅滞なく供給された原料の内容、数量等を確認し、当該書類に受入年月日、受入数量等を記載し、原料供給者に回付すること。

7～9 (略)

別添 5

肉骨粉等を含むペットフードの製造基準

(1) (略)

(2) 大臣確認済肉骨粉等（確認済ゼラチン等を除く。）については、肉骨粉等供給管理票の添付されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。

(3)～(5) (略)

(6) 原料である大臣確認済肉骨粉等（確認済ゼラチン等を除く。）、ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の供給を受けた場合にあつては、添付されている肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票により、遅滞なく供給された原料の内容、数量等を確認し、肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、原料供給者に回付すること。

(7)～(9) (略)

附 則

この通知は、令和 6 年 12 月 26 日から施行する。